

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|---------------------|---|
| 担 当 課 | 市民協働部 市民活躍課 |
| 委 託 業 務 番 号 | 令和4年度 長市活第266号 |
| 委 託 業 務 名 称 | 長浜市多文化共生のまちづくり指針改定にかかる聞き取り調査業務委託 |
| 委 託 業 務 場 所 | 長浜市内 |
| 業 務 の 概 要 | 多文化共生のまちづくり指針改定にかかる基礎資料として、市内在住外国人の現状と課題を把握するため聞き取り調査を行う。 |
| 履 行 期 間 | 契約締結の翌日 から 令和4年 7月29日 まで |
| 契 約 年 月 日 | 令和4年6月2日 |
| 契 約 額 (税 込) | 600,000円 |
| 契 約 の 相 手 方 | [所 在 地 又 は 住 所] 長浜市神照町519番地 [商 号 又 は 名 称] 特定非営利活動法人長浜市民国際交流協会 |
| 契 約 相 手 方 の 選 定 理 由 | 長浜市民国際交流協会は長浜市多文化共生・国際文化交流ハウスの指定管理者であり、国際交流、多文化交流及び共生のまちづくりに関する事業を実施されています。当協会が持つネットワークを利用し当事業を行うこと、また当協会が実施するその他の多文化共生に係る事業との連携を図ることで、当事業を効率的に実施することができるため、当協会と随意契約を行うものです。 |
| 根 拠 規 定 | <p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |